

VI  
86

6-2  
94

26.2

### 国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。  
第二條中「並に同法第八十三條に定める各種学校で国之ものを削る」

第三條の表中「北海道大学附属農林専門部」、「北海道第一师范学校」、「北海道第二师范学校」、「北海道第三师范学校」、「北海道青年师范学校」、「北海道大学附属土木専門部」、「望蘭工業専門学校」、「小樽経済専門学校」、「青森医学専門学校」、「青森师范学校」、「青森青年师范学校」、「盛岡工業専門学校」、「岩手师范学校」、「岩手青年师范学校」、「仙台工業専門学校」、「宮城师范学校」、「宮城青年师范学校」、「秋田山形専門学校」、「秋田师范学校」、「秋田青年师范学校」、「米沢工業専門学校」、「山形师范学校」、「山形青年师范学校」、「福島経済専門学校」、「福島师范学校」、「福島青年师范学校」、「多賀工業専門学校」、「茨城师范学校」、「茨城青年师范学校」、「栃木师范学校」、「栃木青年师范学校」、「群馬师范学校」、「群馬青年师范学校」、「埼玉师范学校」、「埼玉青年师范学校」、「千葉医科大学附属薬学専門部」、「千葉農業専門学校」、「東京工業専門学校」、「千葉师范学校」、「千葉青年师范学校」、「東京医科歯科大学牙科」、「東京高等学校」、「東京外务専門学校」、「東京师范学校」、「東京第二师范学校」、「東京第三师范学校」、「東京青年师范学校」、「東京商科大学附属商学専門部」、「横浜経済専門学校」、「横浜工業専門学校」、「神奈川师范学校」、「神奈川青年师范学校」、「長岡工業専門学校」、「新潟第一师范学校」、「新潟第二师范学校」、「新潟青年师范学校」、「富山青年师范学校」、「富山薬学専門学校」、「高岡工業専門学校」、「金沢工業専門学校」、「石川师范学校」、「石川青年师范学校」、「福井工業専門学校」、「福井师范学校」、「山梨青年师范学校」、「山梨工業専門学校」、「上田繊維専門学校」、「長野工業専門学校」、「長野师范学校」、「長野青年师范学校」、「秋松工業専門学校」、「秋松师范学校」、「静岡第一师范学校」、「静岡第二师范学校」、「静岡青年师范学校」、「名古屋経済専門学校」、「愛知第一师范学校」、「愛知第二师范学校」、「三重师范学校」、「三重青年师范学校」、「滋賀青年师范学校」、「京都师范学校」、「京都青年师范学校」、「京都繊維専門学校」、「京都工業専門学校」、「大阪大学附属理学専門部」、「大阪大学附属工学専門部」、「大阪第二师范学校」、「大阪外务専門学校」、「大阪第一师范学校」、「兵庫师范学校」、「兵庫青年师范学校」、「奈良师范学校」、「奈良青年师范学校」、「和歌山経済専門学校」、「和歌山师范学校」、「和歌山青年师范学校」、「米子医学専門学校」

- 「三條の表中」北海道大学附属農林専門部、「北海道第一师范学校」、「北海道第二师范学校」、「北海道第三师范学校」、「北海道青年师范学校」、「北海道大学附属土木専門部」、「望蘭工業専門学校」、「小樽経済専門学校」、「青森医学専門学校」、「青森师范学校」、「青森青年师范学校」、「盛岡工業専門学校」、「岩手师范学校」、「岩手青年师范学校」、「仙台工業専門学校」、「宮城师范学校」、「宮城青年师范学校」、「秋田山形専門学校」、「秋田师范学校」、「秋田青年师范学校」、「米沢工業専門学校」、「山形师范学校」、「山形青年师范学校」、「福島経済専門学校」、「福島师范学校」、「福島青年师范学校」、「多賀工業専門学校」、「茨城师范学校」、「茨城青年师范学校」、「栃木师范学校」、「栃木青年师范学校」、「群馬师范学校」、「群馬青年师范学校」、「埼玉师范学校」、「埼玉青年师范学校」、「千葉医科大学附属薬学専門部」、「千葉農業専門学校」、「東京工業専門学校」、「千葉师范学校」、「千葉青年师范学校」、「東京医科歯科大学牙科」、「東京高等学校」、「東京外务専門学校」、「東京师范学校」、「東京第二师范学校」、「東京第三师范学校」、「東京青年师范学校」、「東京商科大学附属商学専門部」、「横浜経済専門学校」、「横浜工業専門学校」、「神奈川师范学校」、「神奈川青年师范学校」、「長岡工業専門学校」、「新潟第一师范学校」、「新潟第二师范学校」、「新潟青年师范学校」、「富山青年师范学校」、「富山薬学専門学校」、「高岡工業専門学校」、「金沢工業専門学校」、「石川师范学校」、「石川青年师范学校」、「福井工業専門学校」、「福井师范学校」、「山梨青年师范学校」、「山梨工業専門学校」、「上田繊維専門学校」、「長野工業専門学校」、「長野师范学校」、「長野青年师范学校」、「秋松工業専門学校」、「秋松师范学校」、「静岡第一师范学校」、「静岡第二师范学校」、「静岡青年师范学校」、「名古屋経済専門学校」、「愛知第一师范学校」、「愛知第二师范学校」、「三重师范学校」、「三重青年师范学校」、「滋賀青年师范学校」、「京都师范学校」、「京都青年师范学校」、「京都繊維専門学校」、「京都工業専門学校」、「大阪大学附属理学専門部」、「大阪大学附属工学専門部」、「大阪第二师范学校」、「大阪外务専門学校」、「大阪第一师范学校」、「兵庫师范学校」、「兵庫青年师范学校」、「奈良师范学校」、「奈良青年师范学校」、「和歌山経済専門学校」、「和歌山师范学校」、「和歌山青年师范学校」、「米子医学専門学校」

天野 334

カ四條中 東京教育大学 老学研究所 東京教育大学 老学に関する学理及びその応用の研究

五

東京医科大学 歯科材料研究所	東京都 歯科材料に関する学理及びその応用の研究
東京教育大学 老学研究所	東京都 老学に関する学理及びその応用の研究

京都大学	化学研究所	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究
	人文科学研究所	世界文化に関する人文科学の総合研究
	結核研究所	結核予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
	工学研究所	工学に関する学理及びその応用の総合研究
	木材研究所	木材に関する学理及びその応用の研究
	食糧科学研究所	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究
	微生物病研究所	微生物病に関する学理及びその応用の研究
	産業科学研究所	自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なもの基礎的学理及びその応用の研究
大阪大学	音響科学研究所	音響に関する学理及びその応用の研究

京都大学	化学研究所	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究
	人文科学研究所	世界文化に関する人文科学の総合研究
	結核研究所	結核予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
	工学研究所	工学に関する学理及びその応用の総合研究
	木材研究所	木材に関する学理及びその応用の研究
	食糧科学研究所	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究
	防災研究所	防災に関する学理及びその応用の研究
	微生物病研究所	微生物病に関する学理及びその応用の研究
大阪大学	産業科学研究所	自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なもの基礎的学理及びその応用の研究

岡山大学	放射能研究所	放射能に関する学理及びその応用の研究
岡山大学	鳥取県	温泉に関する学理及びその応用の研究

九州大学	温泉治療学研究所	温泉治療学に関する学理及びその応用の研究
	流体力学研究所	流体に関する工学の学理及びその応用の研究
	弾性工学研究所	弾性工学に関する学理及びその応用の研究
	産業労働研究所	産業労働に関する総合研究
	生産科学研究所	産業に関する基礎的及び応用的研究

九州大学	温泉治療学研究所	温泉治療学に関する学理及びその応用の研究
	応用力学研究所	流体及び弾性体に関する工学の学理及びその応用の研究
	産業労働研究所	産業労働に関する総合研究
	生産科学研究所	産業に関する基礎的及び応用的研究

改める。

第五條を次のように改める。

(学部附属の教育研究施設)

第五條 国立大学の学部には、左表の通り、附属の教育施設又は研究施設を置く。

大学の名称	学部	教育施設又は研究施設
北海道大学	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校
	農学部	植物園、農場、演習林
北海道庁立大学	学芸学部	小学校、中学校
	畜産学部	農場
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
弘前大学	医学部	病院、看護学校
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
岩手大学	農学部	農場、演習林
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
東北大学	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校
	農学部	農場、演習林
	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
秋田大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	教育学部	地下資源研究施設
山形大学	農学部	小学校、中学校、幼稚園
	学芸学部	農場、演習林
福島大学	学芸学部	小学校、中学校
	工学部	小学校、中学校
茨城大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
群馬大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、看護学校、内分泌研究施設
埼玉大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、看護学校
	園芸学部	農場
	教育学部	中学校、高等学校
	理学部	臨海実験所、植物園
	工学部	病院、病院分院、看護学校
	農学部	総合試験所
	医学部	農場、演習林、水産実験所
	歯学部	病院、病院分院、看護学校
東京学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
東京農工大学	農学部	農場
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	理学部	臨海実験所
	農学部	農場、演習林
東京教育大学	教育学部	臨海実験所
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
東京工業大学	工学部	農場、演習林
	水産学部	農場、演習林
東京水産大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
横浜国立大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、看護学校
	農学部	農場、演習林
新潟大学	農学部	農場、演習林
	医学部	病院、看護学校
	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
富山大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
金沢大学	医学部	病院、看護学校
	学芸学部	小学校、中学校
福井大学	学芸学部	小学校、中学校

山梨大学	学芸学部 工学部 教育学部	小学校、中学校、幼稚园 H. F. 醇化学研究施設
信州大学	医学部 農学部 繊維学部	病院、看護学校 農場、演習林 農場
岐阜大学	学芸学部 農学部	中学校 農場、演習林
高松大学	商船学部 教育学部	船舶運航研究施設 小学校、中学校、幼稚园
静岡大学	工学部 理学部	電子工学研究施設 臨海実験所
名古屋大学	医学部	病院、分院、看護学校
愛知学芸大学	学芸学部 農学部	小学校、中学校、幼稚园 農場、演習林
三重大学	学芸学部 理学部	小学校、中学校 臨海実験所、臨湖実験所、火山温泉研究施設
滋賀大学	農学部	農場、演習林
京都大学	医学部 農学部 学芸学部 繊維学部	病院、看護学校 農場、演習林 小学校、中学校、幼稚园
京都学芸大学	学芸学部	病院、分院、看護学校
京都工芸繊維大学	繊維学部	農場
大阪大学	医学部	病院、看護学校
大阪学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚园
神戸大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚园
奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚园
和歌山大学	学芸学部	小学校、中学校
鳥取大学	学芸学部 医学部 農学部	小学校、中学校 病院、看護学校 農場、演習林
島根大学	教育学部	小学校、中学校
岡山大学	教育学部 医学部 農学部	小学校、中学校、幼稚园 病院、分院、看護学校 農場、演習林、農学研究施設
広島大学	教育学部 理学部	小学校、中学校 臨海実験所
山口大学	農学部	農場
徳島大学	学芸学部 医学部	小学校、中学校、幼稚园 病院、看護学校
香川大学	学芸学部	小学校、中学校
愛媛大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚园
高知大学	教育学部 農学部	小学校、中学校 農場
九州大学	医学部	病院、看護学校
福岡学芸大学	農学部	農場、演習林、水産実験所
佐賀大学	学芸学部 教育学部	小学校、中学校 小学校、中学校
長崎大学	医学部 学芸学部	病院、分院、看護学校 小学校、中学校、幼稚园
熊本大学	教育学部 医学部	病院、看護学校 小学校、中学校、幼稚园
大分大学	学芸学部 医学部	小学校、中学校、幼稚园 病院、看護学校

高等学校	小学校、中学校
農学部	農場、産物林
教育学部	小学校、中学校、幼稚園
文学部	書場、演習林

二 前項の教育施設及び研究施設の名称及び内部組織は、文部省令で定めるものを左除く外、当該大学が定める。

七 七條を削り、八條を七條とし、九條を次のように改める。  
(名称及び位置等)

八 八條 国立高等学校の名称、位置及びその国立高等学校に包括される学校は、左表に示す通りとする。

国立高等学校の名称	位置	高等学校教育法第九十八條の規定による学校で、上欄の国立高等学校に包括されるもの
仙台電報高等学校	宮城県	
新潟電報高等学校	香川県	
熊本電報高等学校	熊本県	
富山高船高等学校	富山県	富山高船学校
鳥羽商船高等学校	三重県	鳥羽商船学校
広島商船高等学校	広島県	広島商船学校
大島商船高等学校	山口県	大島商船学校
戸削商船高等学校	愛媛県	戸削商船学校

九 四章を削り、五章を四章とし、六章を五章とする。

十 十三條中「及び五項」を削り、十二條を九條とし、以下三條ずつ繰り上げる。

十一 附則十三項中「十三條に規定する大学は、」を「国立大学及び国立高等学校は、」に、  
「並びに十三條に規定する大学」を「並びに国立大学」に改め、附則十五項を削り、附則十六項を附則十五項とし、附則十七項中「国立大学」を「国立大学及び国立高等学校」に改め、同項の附則十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

十二 国立短期大学に置かれる職員は、それ以外の国立短期大学を併設する国立大学の職員に含まれるものとする。

十三 附則十八項を次のように改める。

- 十四 左に掲げる国立大学の学部に、昭和二十八年三月三十一日まで、附属の高等学校を置く、
- 静岡大学教育学部
- 愛知学芸大学学芸学部
- 三重大学学芸学部
- 島根大学教育学部
- 岡山大学教育学部
- 山口大学教育学部
- 鹿児島大学教育学部

十五 附則十二項を削り、附則十三項を附則十二項とし、附則十四項から附則十六項までを削り、附則十七項を附則十三項とする。



山口大学	徳島大学	香川大学	愛媛大学	高知大学	福岡大学	九州工業大学	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学	宮崎大学	鹿児島大学
七一三人	九六一人	三六四人	五五七人	三七二人	四八二人	二九〇五人	三三四人	三三〇人	一七一人	四三七人	三六〇人	四八五人

別表オニを次のように改める。

(別表オニ)

国立高等学校の名称	高等学校に置かれる取組の定員
仙台電波高等学校	四六人
畿内電波高等学校	六三人
能率電波高等学校	五二人
富山商船高等学校	五一人
鳥羽商船高等学校	五一人
本島商船高等学校	五〇人
大島商船高等学校	五一人
弓削商船高等学校	五〇人

別表オニを削る。

附則

- 一 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 二 オ三條の改正規定により廃止された学校の取組は、別に命令を發せられないときは、昭和二十六年三月三十一日限り取組の身分を失うものとする。

理由

国立大学の学部、附置研究所及び新附属の教育施設又は研究施設の施設又は合併並に国立短期大学の施設、旧制諸学校の廃止等について所置の規定を設けるとともに国立学校に置かれる取組の定員を昭和二十六年度予算計に対応するように改定する等の必要がある。これか、この法律案を提出する理由である。